


開催・平成30年8月17日

所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 制定理由 平成31年度に職員の派遣が予定されている「公益財団法人東京市町村自治調査会」への派遣を行うための理由等により、公益的法人等への派遣等に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(2) 主な内容 ・趣旨（第1条関係） 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、「派遣法」という。）の規定に基づき、必要な事項を定める。 ・職員の派遣（第2条関係） ①公益財団法人東京市町村自治調査会 ②公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 ・派遣職員の職務への復帰（第3条関係） ・派遣職員の給与（第4条関係） ・職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例（第5条関係） ・派遣職員の復帰時における処遇（第6条関係） ・委任（第7条関係）</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果 派遣法の趣旨に沿った職員の派遣が可能となる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。